

「JABA クラブチーム運営ガイドライン」現改比較表（案）

現 行	改正案	備 考
<p>1. 基本事項 (6) 各種競技規則 ■公認野球規則 ■日本野球連盟（社会人野球）内規 ■社会人野球申し合わせ事項 ※1 ■社会人野球注意すべき事項 ※1 ■スピードアップに関する監督申し合わせ事項及び取り決め事項</p>	<p>1. 基本事項 (6) 各種競技規則 ■公認野球規則 ■日本野球連盟（社会人野球）内規 ■社会人野球申し合わせ事項 ※2 ■社会人及び大学野球における試合のスピードアップに関する特別規則 ※2 ■日本野球連盟（社会人野球）スピードアップ特別規程 ※2 ■日本野球連盟（社会人野球）7イニングス制試合特別規程</p>	<p>※1 を削除し、※2 を追加する。</p>
<p>2. 加盟登録申請 (2) 加盟申請に際しての確認事項 ③運営組織 【納付金】 ■新加盟チーム加盟金（初年度のみ） ■加盟チーム年負担金（毎年度ごと） ■競技者登録料（全員）（毎年度ごと） ※3 ■JABA クラブ年会費 ■各大会参加料（各大会ごと） ■その他 ※金額は所属する加盟地方団体に確認する。 ※3 ※JABA クラブ年会費は2020年度より全員とする。</p>	<p>2. 登録申請 (2) 加盟申請に際しての確認事項 ③運営組織 【納付金】 ■新加盟チーム加盟金（初年度のみ） ■加盟チーム年負担金（毎年度ごと） ■競技者登録料（全員）（毎年度ごと） ■各大会参加料（各大会ごと） ■その他 ※金額は所属する加盟地方団体に確認する。</p>	<p>※3 を削除する。</p>
<p>5. 情報収集 JABAでは、社会人野球ファンの拡大や各チームへの情報伝達のための手段の一つとして<u>JABAクラブを設立し、毎月、JABAニュースを発行している他、</u>グラントスラム誌や年刊会報誌、公式ホームページ等を通じて各種情報を発信しています。各チームともこれらを通じて常に情報収集に努めてください。</p>	<p>5. 情報収集 JABAでは、社会人野球ファンの拡大や各チームへの情報伝達のための手段としてグラントスラム誌や年刊会報誌、公式ホームページ等を通じて各種情報を発信しています。各チームともこれらを通じて常に情報収集に努めてください。</p>	<p>下線部分を削除する。</p>
	<p>2023年 4月21日一部改正</p>	

J A B Aクラブチーム運営ガイドライン（改正後）

1. 基本事項

J A B Aに加盟するチームは以下に掲げる基本事項を理解し、代表者は内容を把握しなければならない。

(1) J A B Aの目的と組織

■目的 … 定款第3条（目的）から抜粋

野球競技の普及振興を図り、もって児童・青少年の健全な育成及び国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする。

■組織

J A B Aの組織とチームの位置付けを理解する。

(2) チームの定義 … 登録規程第3条（加盟チームの種別）から抜粋

■会社登録チーム

会社等の法人が加盟登録したチームをいう。なお、公共団体等が加盟登録したチームも会社登録チームとみなす。

■クラブ登録チーム

会社登録チーム以外のチームをいう。

※チーム運営については、「社会人野球チーム運営モデル」を参照。

(3) 基本理念と活動指針

J A B Aの存在意義は「基本理念と活動指針」の中にあります。

(4) スピードアップ・マナーアップ要綱

魅力ある社会人野球であるためにスピードアップ・マナーアップ要綱を制定しています。

(5) 登録関係の規程

チームの加盟と競技者の登録に係る事務手続きの基本となる規則です。

■登録規程

■大学、短期大学、専修学校及び各種学校の加盟チームの加盟登録に関する内規

(6) 各種競技規則

■公認野球規則

■日本野球連盟（社会人野球）内規

■社会人野球申し合わせ事項

■社会人及び大学野球における試合のスピードアップに関する特別規則

■日本野球連盟（社会人野球）スピードアップ特別規程

■日本野球連盟（社会人野球）7イニングス制試合特別規程

(7) 社会人野球大会制度

■社会人野球大会制度概要図

■日本野球連盟（J A B A）公式大会に関する内規

■リーグ戦における順位決定に関する取扱要領

2. 加盟登録申請

(1) 所属

加盟チームは、所在地をおく都道府県を管轄するJ A B A加盟地方団体（各都道府県野球連盟）に所属することとし、J A B Aへの加盟申請には、加盟地方団体による加盟承認証明書が発行されなければならない。従って、各加盟チームは、各加盟地方団体の規約並びに運営方針に基づき、運営に参画しなければならない。

(2) 加盟申請に際しての確認事項

①競技者の確保

公式試合が行われる球場は、社会人野球だけでなく当該地域の各野球団体との合議のもと日程が割り振られる。各チームは、当該年度当初に決定する各大会の会期（休日だけではない）及び球場に対し、組合せに基づき試合に必要な人数を揃えなければならない。J A B Aでは、人数不足による棄権の事態を回避するため、以下のとおり、競技者数確保のガイドラインを定める。

- ・ 競技者（選手）は、常に20名以上登録していること。
- ・ 以下に掲げる大会に参加する場合、15名以上の選手を揃えることとする。また、雨天等による順延も想定し、あらかじめ選手のスケジュールを把握しておくこと。なお、人数不足により棄権をしたチームは、所属する都道府県連盟及び地区連盟に対しすみやかに報告書を提出する。日本野球連盟は、報告書により翌年度の下記大会への出場を認めない等の措置を講じることもある。
 - 1) 都市対抗野球大会本大会及び二次予選
 - 2) 社会人野球日本選手権大会本大会及び最終予選
 - 3) 全日本クラブ選手権大会本大会及び二次予選
 - 4) 各チームが所属する地区連盟及び都道府県連盟の承認を得て参加する公式大会（複数の地区の代表が参加している公式大会）

※上記以外の大会における取扱いについては、当該チームが所属する地区連盟又は都道府県連盟による取り決めに従うものとする。

②傷害保険への加入

全ての競技者（役員も含む）は傷害保険に加入しなければならない。
※試合中又は移動中に発生した傷害について、主催者は責任を負わない。

③運営組織

強いチームを作るためには、基本となる運営組織づくりが重要である。代表者は、年間計画を作成すると同時に係る必要経費（年負担金、大会参加料など）を正確に把握し、延滞のないよう納付しなければならない。

【納付金】…各チームからの以下の納付金は、広告協賛金等と併せてJ A B A並びに加盟団体が行う各種大会や事業の運営に係る費用に充てられている。

- 新加盟チーム加盟金（初年度のみ）
- 加盟チーム年負担金（毎年度ごと）
- 競技者登録料（全員）（毎年度ごと）
- 各大会参加料（各大会ごと）
- その他

※金額は所属する加盟地方団体で確認する。

④参加する大会

代表者は、社会人野球大会制度の概要を理解しなければならない。公式大会の日程については、所属する加盟地方団体で確認する。

⑤事務及び連絡担当者（マネージャーなど）

各種事務手続きを行う事務及び連絡担当者（マネージャーなど）を置くこと。

⑥加盟登録における審査基準

- ・ J A B Aクラブチーム運営ガイドラインの徹底
加盟地方団体から「J A B Aクラブチーム運営ガイドライン」について説明を受け、その内容を遵守できる運営組織とすること。

- ・チーム運営スタッフの配置及び役割
部長、監督、コーチ、マネージャーが配置され、その役割を機能させること。
- ・選手の確保
休日・平日に関わらず大会に参加するために必要となる選手数が確保されていること。
- ・活動内容
技術向上のための練習環境があること。
- ・運営資金
納入義務が生じる各種負担金を納付するための資金計画が整っていること。

(3) 加盟申請手続き

① 登録規程並びに各種内規及び取扱要領に基づき以下の手続きを行う。

- ・チームの加盟登録申請
- ・クラブチーム新規加盟登録審査書
(加盟地方団体により新規加盟に関わる審査を受ける)
- ・競技者の登録
- ・その他
各種内規及び取扱要領による各種手続き

② チーム名称に関する留意事項

- ・使用できる名称
所在地を置く都市町村名、地名など
愛称
その他 (チームにとってこだわりがある社名や単語など)
- ・留意事項
企業名、団体名及び他の団体等に登録商標がある名称等は、原則として使用できない。
ただし、当該企業又は団体の承認を受けている場合は使用できる。
すでに他のクラブチームが使用しているか、類似する名称は、所在地を置く地名等を付記するなどして、区別ができる名称としなければならない。
- ・チーム名の略称
印刷物への掲載や試合結果の広報資料に記載する際などは、原則として8文字以内の略称を用いるものとする。また、愛称等は以下のとおり略して使用されるものとする。
ベースボールクラブ ⇒ BC
クラブ ⇒ ク
倶楽部 ⇒ 倶
その他の愛称は頭文字のみとする。【例：ジャイアンツ⇒G、パイレーツ⇒P】
- ・名称
上記のとおり愛称等を略して使用してもなお8文字を超える場合は、予め略称を届けておかなければならないものとする。

③ 各種手続きに関する申し合わせ事項 (2015年度から適用)

- ・各種手続きの受付期間
競技者(選手)に関する申請については、原則として以下の期間に行うものとする。
第1期：1月1日から4月30日
第2期：7月1日から8月31日
※止むを得ない事情がある場合は所属する加盟地方団体に相談する。

(4) 大会出場手続き

① 出場承諾書の提出

大会ごとに指定された期日までに役員・選手を記載した出場承諾書を提出しなければならない。

② 試合出場選手（先発オーダー表）の提出

各試合毎に試合出場選手25名以内（先発オーダー）を記載した試合出場選手を大会本部に提出する。

③ ベンチ入り可能な役員と名称

各試合にベンチ入りできる役員は出場承諾書に記載されている役員から6名以内とする。ただし、監督・コーチ等と称してユニフォームを着用する役員は4名以内に制限する。なお、トレーナー及び通訳については、役員6名には含まないこととし、大会本部の承認を得て、ベンチ入りすることができる。

3. 社会人野球としての遵守事項

各チームは、JABAの基本理念と活動指針に則り、単に自らが楽しむだけでなく社会に貢献できる存在でなければならない。また、魅力ある社会人野球であるためにスピードアップ・マナーアップ要綱の遵守に努めなければならない。

4. クラブチーム自主運営大会の開催促進

JABAでは、各加盟地方団体をベースにしたクラブチームによる自主運営大会の開催促進に努めています。是非、地域のクラブチーム間の交流を深めると同時に、相互協力により新たな目標となる地域大会の創設を待ち望んでいます。所属する加盟地方団体と相談の上参画してください。なお、所在地をおく都道府県の枠を超えて大会を企画する場合やチームを招待する場合は、所属する加盟地方団体を通じて、先方の加盟地方団体の了解を得てとり進めなければならない。

5. 情報収集

JABAでは、社会人野球ファンの拡大や各チームへの情報伝達のための手段としてグラウンドスラム誌や年刊会報誌、公式ホームページ等を通じて各種情報を発信しています。各チームともこれらを通じて常に情報収集に努めてください。

6. 試用期間（準加盟）の取扱いについて

加盟地方団体（都道府県連盟）は、審査基準に対し、問題がある場合、試用期間を設けることができる。

- ・ 試用期間のチームは準加盟チームとし、当該各加盟地方団体が承認する。
- ・ 当該加盟地方団体内の加盟チームと試合をすることができる。
- ・ 当該加盟地方団体が審査基準に問題がないと判断した時点で新規加盟申請書を受取り、地区連盟を経て日本野球連盟に上申する。

以上

2014年 7月17日 制定
2015年 7月17日 一部改正
2015年12月 9日 一部改正
2019年 4月23日 一部改正
2023年 4月21日 一部改正